

- ・宅地建物取引業法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項（以下の(1)から(6)）について変更があった場合においては、**30日以内**にその旨を届け出なければなりません。
- ・法人で、履歴事項全部証明書で変更事項の新旧年月日（就任日、退任日、移転日等）を確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書が必要です。

法人業者対象(以下「法人」)
個人業者対象(以下「個人」)

様式第三号の四（第五条の三関係）

（第一面）～（第四面）の各コード及びその他記載方法等は、備考頁（P7-9）で確認。

(A 4)

2 3 0

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

記入例

(1)から(6)のうち、該当する事項に○をつける。（第一面）

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、

- (1)商号又は名称 (2)代表者又は個人 (3)役員 (4)事務所 (5)政令第2条の2で定める使用人
- (6)専任の宅地建物取引士について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。

この記入例は、他書類記入例と連動しています。

履歴事項全部証明書に記載がなくても、ビル名・階層・棟番号・室番号まで記入。

日付は受付日。
他の書類もこの日付に合わせる（略歴書、事務所写真除く）。
令和元年11月5日

宮崎県知事 殿
届出者

この記入例での
変更内容の説明

別途提出が必要な書類
(届出内容による)

変更後の内容
で記入。

法人の場合、代表者の
役職名から記入。

「法律によって使用を禁止されている場合」等、その商号等を用いて届出すると変更をお願いする場合があるため留意（免許申請記入例P2参照）。

商号又は名称 **株式会社都城北原町不動産**
郵便番号 **(885-0024)**
主たる事務所の所在地 **宮崎県都城市北原町24-21
北原ビル101号**
氏名 **代表取締役 宮崎 花子**
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 **(0986) 23-XXXX**
ファクシミリ番号 **(0986) 23-XXXX**

受付番号 * 受付年月日 * 届出時の免許証番号 4 5 (4) 5 9 2 5 右詰め。以下同じ。

濁音及び半濁音も1文字として扱う。
商号又は名称が「株式会社橋通東楠並木不動産」から「株式会社都城北原町不動産」に変更。

【様式第三号の二】
免許証書換え交付申請書

項番	11	◎商号又は名称	変更年月日	R	01	年	10	月	15	日
変更後		フリガナ	カブシキガイシャタチバナドオリヒガシクスナミキフドウサン							
		フリガナ	ハラチョウフトウサン							
		商号又は名称	株式会社都城北原町不動産							

変更前	フリガナ	カブシキガイシャタチバナドオリヒガシクスナミキフドウサン	確認欄
	商号又は名称	株式会社橋通東楠並木不動産	*

【様式第三号の二】
免許証書換え交付申請書

取締役として届出をしていた宮崎花子が代表取締役に就任し、宅建部門の代表者に就任。宮崎太郎は代表取締役は退任したものの、取締役としては留任（第二面）

項番	12	◎代表者又は個人に関する事項	変更年月日	R	01	年	10	月	15	日	1	1. 就退任 2. 氏名
変更後		役名コード	01									備考1④(P7)参照。個人業者は代表者変更不可
		登録番号										宅地建物取引士の資格登録をしている場合、記入(「専任」でない場合も記入)。以下同じ。
		フリガナ	ミヤザキ									
		氏名	宮崎 花子									姓と名の間に1文字分空けて記入。
		生年月日	S	31	年	06	月	09	日			

戸籍どおりの
字体で記入。
以下同じ。

このような変更の場合、
(第一面)(第二面)両方に記入。

変更前	変更年月日	R	01	年	10	月	15	日
	役名コード	01						
	登録番号	45			8201			
	フリガナ	ミヤザキ			タロウ			
	氏名	宮崎			太郎			
	生年月日	S	32	年	03	月	15	日

確認欄 *

備考

1 各面共通事項

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
 ② 「届出時の免許証番号」の欄は、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)①に従うこと。

(記入例) ㊦

4	5
---	---

 (5)

		1	0	0
--	--	---	---	---

 [宮崎県知事(5)第100号の場合]

①

4	5
---	---

 ()

		5	0
--	--	---	---

 [宮崎県知事届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

R

 -

0	2
---	---

 年

1	2
---	---

 月

0	1
---	---

 日

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

 [令和2年12月1日の場合]

- ④ 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。
 ア 個人の場合には記入しないこと。
 イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
 ウ 農業協同組合法に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役 (株式会社)	04	代表社員 (持分会社)	08	監事	15	会計参与 (株式会社)
02	取締役 (株式会社)	05	社員 (持分会社)	13	代表執行役 (株式会社)	09	その他
03	監査役 (株式会社)	07	理事	14	執行役 (株式会社)		

- ⑤ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

4	5					1	0	0	
---	---	--	--	--	--	---	---	---	--

 [宮崎県知事登録第000100号の場合]

- ⑥ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑦ 「所属市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」それぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

橘	通	東	2	-	1	0	-	1			
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

2 第一面関係

- ① (1)から(6)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点を1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も左詰めで記入すること。
- ③ 順番¹²の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
- ア 代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- イ 代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3 第二面関係

順番²¹の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

- ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
- ウ 代表者以外の役員を削除した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、項番³⁰の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 項番³⁰の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の

「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

- ④ 項番31の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
- ア 事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - イ 事務所を廃止した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 事務所の名称又は所在地に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ⑤ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	9	8	5	-	2	6	-	×	×	×	×
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑥ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。
- ⑦ 項番32の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番30の事務所ごとに作成すること。
- ア 政令第2条の2で定める使用人に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - イ 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 事務所の廃止に伴い、政令第2条の2で定める使用人を退任させた場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - エ 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

- ① 第四面は、項番30の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 項番30の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。
- ④ 項番41の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番30の事務所ごとに作成すること。
- ア 専任の宅地建物取引士に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
 - イ 専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 専任の宅地建物取引士を削除した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - エ 専任の宅地建物取引士の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

宅地建物取引業法第5条第1項各号に該当しないことを誓約する書面。
法人にあっては代表者、個人にあっては申請者本人が代表して誓約をしたものとする。
※ 文言は変更しないこと。

法人
個人

(A4)

添付書類 (2)

誓約書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、
法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

日付は受付日。(第一面)に合わせる。

令和 元年 12月 9日

(第一面)の届出者欄に記入したものと同一内容を記入。

商号又は名称 株式会社都城北原町不動産

氏 名 代表取締役 宮崎 花子

法定代理人

商号又は名称

氏 名

宮崎県知事 殿

専任の宅地建物取引士、従事者に異動のあった場合など、事務所ごとに業務従事者に対する専任の宅地建物取引士が5分の1以上となっているか特に留意する。この規定に抵触するに至ったときは、**2週間以内**に、この規定に適合させるために必要な措置を執らなければならない。

法人
個人

(A4)

添付書類 (3)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

日付は受付日。(第一面)に合わせる。

令和 元年 12月 9日

宮崎県知事 殿

(第一面)の届出者欄に記入したものと同一内容を記入する。

商号又は名称 **株式会社都城北原町不動産**

氏 名 **代表取締役 宮崎 花子**

(法人にあつては、代表者の氏名)

・(第三面)項番31の人数
・【様式第八号の二】従業者名簿などと合致。

記

・商号又は名称(〇〇株式会社など)ではなく、事務所の名称(本店、〇〇店)を記入。
・主たる事務所は、従たる事務所(支店等)がない場合も「本店」と記入。
・専任の宅地建物取引士の就退任があった事務所のみ記入。

事務所の名称	所在地	専任の宅地建物取引士の数	宅地建物取引業に従事する者の数
本店	宮崎県都城市北原町24-21 北原ビル101号	2名	7名
宮崎大淀店	宮崎県宮崎市大淀×-×-×× 大淀第8ビル103号	1名	3名
		名	名
		名	名

事務所の所有者が申請者と異なる場合※、契約書の内容を記入するとともに、**契約書等の写し**を添付してください（対象の事務所全て。使用目的等で「事務所として使用できること」、借りている場所（例・2階のみ借りているのにその表記がないなどはNG）、などが書面上確認できるもの。重要事項説明書等の添付は不要）。

※法人業者の申請で、所有者が法人業者の代表者であっても、「事務所の所有者が申請者と異なる場合」に該当します。

法人個人

(A4)

所在地変更、新設等あった事務所のみ

添付書類 (5)

事務所を使用する権原に関する書面

・商号又は名称(〇〇株式会社など)ではなく、事務所の名称(本店、〇〇店)を記入。
 ・従たる事務所(支店等)がない場合も「本店」と記入。

転貸借の場合は、申請者が借主である契約の内容を記入。

事項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名) ● 本店 (所在地) 宮崎県都城市北原町24-21 北原ビル101号	株式会社都城北原町不動産 代表取締役 宮崎 花子					
(事務所名) 宮崎大淀店 (所在地) 宮崎県宮崎市大淀×-×-×× 大淀第8ビル103号	株式会社〇〇地所 代表取締役 △△ △△	株式会社□□不動産 代表取締役 ×× ××	令和元年11月25日	令和元年12月1日より 令和3年11月30日 (自動更新)	賃貸借(転貸借)	事務所
(事務所名)						
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						

・事務所の所有者が申請者と同じ場合、以降は記入不要。
 ・法人業者で、建物がその法人の代表者の所有の場合、法人と個人は別人格のため、所有者欄は個人名を記入する。

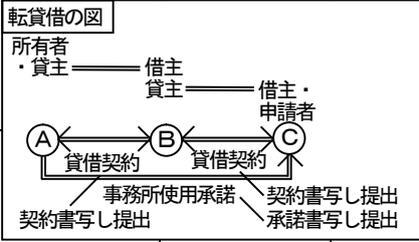
所有者、契約相手が法人の場合、代表者の役職名及び氏名も記入。

申請者の契約相手(契約相手に申請者を記入しないよう注意)。所有者と契約相手が同じ場合、契約相手は「同左」と記入。

契約書上の契約日(最初の契約日)を記入。

・届出日時点が含まれる契約期間を記入(「2年間」などではなく、「R元.12.1よりR元.11.30」などと記入)。
 (例)賃貸借契約書の契約期間が「R元.12.1-R3.11.30 申出がない限り自動的に同一条件で契約更新する」とされている場合、契約が更新されているのであれば、その届出日時点が含まれる契約期間を記入。
 ・契約上自動更新となっている場合には、その期間に加え「(自動更新)」と記入。

転貸借の場合、「賃貸借(転貸借)」などと記入。
 ※所有者からの承諾書必要。



共同住宅の住戸又は住戸の一部を事務所として使用する場合、管理規約の写し及び管理組合又は所有者が事務所として使用することを認めていることを証する書面の写しが必要。

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

令和元年12月9日

(第一面)の申請者欄に記入したものと同一内容を記入する。

日付は受付日。(第一面)に合わせる。

商号又は名称 **株式会社都城北原町不動産**

氏名 **代表取締役 宮崎 花子**

(法人にあっては、代表者の氏名)

備考

- 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名(法人の代表者名を含む。)を記入すること。
- 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - 「用途」の欄は、登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途

(第一面) ~ (第四面) に記入順に整理、提出。

代表者、代表取締役、役員（取締役、監査役等）、政令使用人、専任の宅地建物取引士、相談役・顧問、会計参与等

法人個人

専任の宅地建物取引士は、他法人の代表者・常勤役員・従業者や他の専任性を要する業務等との兼務ができません。ただし、宅建業者自身が建設業や建築業等を兼業していて、同一場所で専任の宅地建物取引士が「専任技術者」や「管理建築士」を兼ねようとする場合、これらの業種の業務量を斟酌の上、常勤性・専従性に問題がないと判断できる場合には、兼務が認められる場合があります。

同一場所において、法人業者の専任の宅地建物取引士が同一法人内の他業種を兼務しようとする場合や、個人業者の専任の宅地建物取引士が行政書士(個人事業主)等を兼務しようとする場合は「**申立書(専任の宅地建物取引士の専任性)**」を提出してください(更新申請の場合も提出)。

添付書類 (6)

履歴事項全部証明書による役名(代表取締役、取締役、監査役等)や政令使用人、専任の宅地建物取引士等の別を記入。

略 歴 書

宅地建物取引士の資格登録をしている場合、記入(「専取」でない場合も記入)。

自宅が事務所の場合、事務所の電話番号と自宅の電話番号は別とする。

住 所	宮崎県宮崎市宮田町×-××		
	電話番号 (0985) 26 - ××××		
(フリガナ) 氏 名	ミザキ タロ 宮崎 太郎	生年月日	昭和 32年 3月 15日
職 名	取締役(非常勤)	登録番号	(宮崎)第8201号
期 間	従事した職務の内容		
自 S55年 4月 1日 至 H10年 9月 30日	〇〇商事(株)(営業)		
自 H10年 10月 1日 至 H13年 9月 30日	〇〇商事不動産販売(株)取締役		
自 H13年 10月 1日 至 H20年 10月 31日	〇〇商事不動産販売(株)取締役(非常勤)		
自 H13年 12月 1日 至 H30年 4月 28日	(株)橋楠不動産設立。代表取締役		
自 H14年 1月 31日 至 R元年 6月 28日	(株)橋楠不動産 本店 専任の宅地建物取引士		
自 H15年 4月 1日 至 年 月 日	(株)△△地所 監査役		
(H20年 4月 1日)	((株)橋楠不動産から(株)橋通東楠並木不動産に商号変更)		
自 H25年 10月 1日 至 R元年 10月 28日	(株)橋通東楠並木不動産 専任の技術者(建設業)		
(R元年 10月 28日)	((株)橋通東楠並木不動産から(株)都城北原町不動産に商号変更)		
自 R元年 11月 28日 至 年 月 日	(株)都城北原町不動産 取締役(非常勤) 宅地建物取引業に従事しない。 現在に至る		

1枚に収まりきらない場合に限り、現在から過去10年以内に絞っても可。

「自」に就職又は就任、「至」に退職又は退任の年月日を記入。
※「至」に記入のない場合、現在もその職務内容が継続していると判断される)

新規免許時から政令使用人、専取に就任している場合、「自」欄は当初免許年月日とすること(会社設立日などと同一としない)

非常勤の役員である場合、その旨記入(監査役は不要)。
※宅建業には従事しないが別業務等で常勤の取締役の場合、(非常勤)とは記入しない。

記入する内容は宅建業従事に限らない。1枚に収まりきらない場合、最低でも宅建業に関する従事歴及び現在就いている内容(宅建業に限らない)は記入すること(専任の宅地建物取引士は兼務に制限あるため注意)。

職務内容、役職等を記入。

・一役職、一職務内容ごとにそれぞれ別行に記入すること(同じ日に就任したとしても別行に記入)
・「就任」「退任」等の記入は不要(「自」「至」で判断)

同一法人・同一体の宅建業以外の兼業業務に従事している場合、記入が漏れないこと。

宅建業に従事しない場合、その旨の記載があるのが望ましい。

上記のとおり相違ありません。

令和 元年 12月 7日

略歴書は各個人が作成し記名

氏 名 宮崎 太郎

届出日と異なる場合、届出者が上記内容から変更がないか確認。

(第一面) ~ (第四面) に記入順に整理、提出。

代表者、代表取締役、役員（取締役、監査役等）、政令使用人、専任の宅地建物取引士、相談役・顧問、会計参与等

法人
個人

(A4)

添付書類 (6) 略 歴 書

事務所が複数ある場合、余白に
事務所名を記入 (従事者のみ)

● **本店**

住 所	宮崎県宮崎市宮田町×-××× 電話番号 (0985) 26 - ××××		
(フリガナ) 氏 名	ミザキ ハコ 宮崎 花子	生年月日	昭和 31年 6月 9日
職 名	代表取締役	登録番号	
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自 S50年 4月 1日 至 S60年 9月 30日	〇〇商事 (株) (事務)	
	自 S60年 10月 1日 至 H13年 11月 30日	無職	
	自 H13年 12月 1日 至 年 月 日	(株) 橋楠不動産 取締役	
	(H20年 4月 1日)	((株) 橋楠不動産から(株) 橋通東楠並木不動産に商号変更)	
	(R元年 10月 28日)	((株) 橋通東楠並木不動産から(株) 都城北原町不動産に商号変更)	
	自 R元年 10月 28日 至 年 月 日	(株) 都城北原町不動産 代表取締役	
	自 R元年 10月 28日 至 年 月 日	(株) 都城北原町不動産 (営業)	
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至る	

取締役から代表取締役に
なった場合、取締役を退
任したわけではないため
「至」の記入は不要。

上記のとおり相違ありません。

令和 元年 12月 9日

氏 名 宮崎 花子

添付書類 (6)

宮崎大淀店

略歴書

住所	宮崎県宮崎市太田×-×-××× 電話番号 (0985) 20 - ××××		
(フリガナ) 氏名	ががわ 侂 門川 庵	生年月日	平成 3年 12月 12日
職名	政令使用人、専任の宅地建物取引士	登録番号	(宮崎) 第9425号
職歴	期間	従事した職務の内容	
	自 H26年 4月 1日 至 H28年 3月 31日	〇〇商事 (株) 本店 (営業)	
	自 H28年 4月 1日 至 H30年 3月 31日	〇〇商事 (株) □□店 専任の宅地建物取引士	
	自 H30年 4月 1日 至 H31年 4月 27日	無職 役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士に就任、退任した場合などそのつど記入。 (政令使用人、専任の宅地建物取引士の場合で、事務所が複数ある場合は事務所名も記入)。	
	自 H31年 4月 28日 至 年 月 日	(株) 都城北原町不動産 宮崎大淀店 政令使用人 ・一役職、一職務内容ごとにそれぞれ別行に記入すること (同じ日に就任したとしても別行に記入) ・「就任」「退任」等の記入は不要 (「自」「至」で判断)	
	自 R元年 11月 28日 至 年 月 日	(株) 都城北原町不動産 宮崎大淀店 専任の宅地建物取引士	
	自 R元年 11月 28日 至 年 月 日	宮崎ひなた物産(株) 取締役 (非常勤)	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在就いている内容 (宅建業に限らない) は記入すること ・非常勤の役員である場合、その旨記入すること。 →専任の宅地建物取引士は他法人の代表取締役や取締役 (常勤) に就任することはできない。 非常勤の取締役であれば可だが、(非常勤) との記入が漏れている場合、常勤とみなされるため注意。 			
	至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至る	

上記のとおり相違ありません。

令和 元年 12月 9日

氏名 門川 庵

- ・役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士でもある従業者の異動の場合は【様式第三号の四】宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書と併せて、それ以外の従業者の異動の場合は単独で提出。
- ・記入内容は添付する従業者証明書の写しの内容と合致（入社、他部門から異動して宅建業に従事する場合、事務所間異動等）
- ・対象者は、免許申請書 添付書類(8)宅地建物取引業に従事する者の名簿に記載する者。

法人個人

様式第7（第12条関係）

H29.4.1より「様式第6」→「様式第7」となっているため注意。

従業者異動届出書

日付は受付日。
(第一面)に合わせる。

令和元年 12月 9日

宮崎県知事 殿

宅地建物取引士の資格登録に当たり実務経験での登録申請をする場合、従業者として免許権者に届け出られていることが必要です。また、実務経験先である宅地建物取引業者に備え付けている【様式第八号の二】従業者名簿に氏名等が掲載されていることが必要です（従業者異動時に届出義務がない免許権者の場合は、免許申請時に従事する者として氏名が掲載されているか、又は従業者名簿のみ）。

このとき、実務経験として算入できる業務内容は、免許を受けた宅地建物取引業者としての業務又は宅地建物取引業者の従事者としての顧客への説明、物件の調査等具体的取引に関する業務をいいます。宅地建物取引業の取引実績がない場合や主たる業務が宅地建物取引業でない場合は実務経験とは認められません。そのため、従事者に氏名が掲載されていても、主たる職務内容が受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、このほか単に補助的な事務は、実務経験とは認められませんので御留意ください。

届出を怠っている場合などで、届出時点で同一人物が2回以上異動を行っている場合（入社・退社、2回以上の事務所間異動など）、同一用紙では提出せず、別々の用紙とすること。

免許証番号 45(4)5925号

主たる事務所の所在地 宮崎県都城市北原町24-2 北原ビル101号

商号又は名称 株式会社都城北原町不動産
代表者氏名 代表取締役 宮崎 花子

法人の場合、代表者の役職名から記入。

下記のとおり従業者に異動がありましたので、宅地建物取引業法施行細則第12条第1項の規定により届け出ます。

異動年月日 (異動内容)	事務所名		氏名	性別	生年月日	従業者証明 書番号	主たる 職務内容	異動後の職務内容
	異動後	異動前						
R元.11.28 (退社)	本店	本店	宮崎 太郎	男	S32.3.15	011201		取締役(非常勤)としては残るものの、従業者からは離れる。
R元.11.11 (氏名)	本店	本店	椎葉(三股)美郷		H1.9.12	141110	専任	氏名変更(「椎葉 美郷」←「三股美郷」)
R元.11.28 (入社)	本店		宮崎 花子	女	S31.6.9	191114	代表者	従来取締役(非常勤)だったが、代表取締役となり、従業者も届出。
R元.11.28 (入社)	本店		本庄 綾	女	H1.12.12	191115	政令、専任	本店の政令使用人、専任の宅地建物取引士となり、従業者も届出。
R元.11.28 (事務所異動)	本店	高鍋店	高原 麓		H5.9.13	160412	営業	従事している事務所が高鍋店から本店に変更。
R元.11.28 (職務内容)	本店	本店	吾田 日南子	女	S48.11.19	120908	営業	主たる職務内容が総務から営業に変更。
R元.11.28 (他部門異動)		本店	岡 延太郎	男	S55.5.10	100405		他部門に異動し、従業者から離れる。
R元.11.28 (入社)	宮崎大淀店		門川 庵	女	H3.12.12	191116	政令、専任	宮崎大淀店の政令使用人、専任の宅地建物取引士となり、従業者も届出。
R元.11.28 (入社)	宮崎大淀店		老松 青葉	女	H5.10.10	191117	事務	宮崎大淀店の従業者として届出。
R元.11.28 (入社)	宮崎大淀店		加納 薫	男	S51.10.9	191118	営業	宮崎大淀店の従業者として届出。

- (注) 1 この届出書は、異動があつた日から30日以内に、提出してください。
2 異動内容については、入社・退社・事務所異動・他部門へ異動等記入してください。
3 従業者の氏名の変更の場合は、氏名の欄に変更前の氏名を括弧書きで付記してください。
4 主たる職務内容の異動の場合は、異動後の職務内容を記入してください。

事務所名を記入(主たる事務所は、従たる事務所(支店等)がない場合も「本店」と記入)。
異動後に当該業者で宅建業に従事なくなる場合「異動後」欄に斜線を入れる。異動前は当該業者において宅建業に従事していなかった場合「異動前」欄には斜線を入れる。

- ・代表取締役・代表者…代表者(代表)
 - ・専任の宅地建物取引士…専任
 - ・政令使用人…政令
 - ・その他の者…総務、人事、営業、経理、財務、営業事務、企画等
- ※役員も具体的な職務内容を記入(「取締役」などと記入しない)。

- ・パソコンからデータを出力したものではなく、従業者証明書原本の写しを提出。
- ・原寸大、写真の人物が識別できる写しを提出。縦方向にコピーすること（この記入例どおりの方向）。

法人
個人

事務所ごとに、（有効期間を過ぎていない）従業者証明書の写しを提出。
→可能な限り、用紙1枚に当該事務所の従事者全員分の従業者証明書を複写。順番は、「添付書類(8) 宅地建物取引業に従事する者の名簿」記入の順とすること。

事務所が複数ある場合、余白に事務所名を記入

- ・商号又は名称（〇〇株式会社など）ではなく、事務所の名称（本店、〇〇店）を記入。
- ・主たる事務所は、従たる事務所（支店等）がない場合も「本店」と記入。

高鍋店

従業者証明書の様式及び従業者証明書番号の付し方は、宅地建物取引業法施行規則の様式第八号に規定。

表

従業者証明書

従業者証明書番号 **040201**

従業者氏名 **宮崎 一郎（昭和60年5月30日生）**

業務に従事する **高鍋店**

事務所の名称

及び所在地

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江××××

この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。

証明書有効期間 **平成27年2月1日から平成32年1月31日まで**

新たに入社等した従業者は、その年月日が有効期間の始期※入社前（業者の免許証有効期間の始期等）を始期としない。

免許証番号 **宮崎県知事（3）第 5925号**

商号又は名称

株式会社橋通東楠並木不動産

**宮崎県宮崎市橋通東2-10-1
橋通東楠並木ビル601号室**

5.392
cm
以上
5.403
cm
以下

（平成27年1月撮影）

スピード写真不可。カラー写真。有効期間始期の6月前より以前の撮影となっていないこと。

主たる事務所の所在地

代表者氏名

宮崎 太郎

8.547cm以上8.572cm以下

- ・“宮崎県”知事の記入が漏れないこと
- ・様式に「国土交通大臣」と印字されている場合は見え消しすること。→ **国土交通大臣**

裏

備考

有効期間内に代表者が変更になった場合、裏面に新代表者氏名の記載及び代表者印を押印するなどの対応をとる。その場合、裏面の写しも提出。

宅地建物取引業法抜粋

第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

裏面は、以下の備考2に該当する記入がある場合提出（備考3 従業者の住所の記入分は提出不要）。

- 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。
- 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 証明書の有効期間は5年以下とすること。

例) 2019 (R元) 年9月20日に入社(宅建業に従事)した累計15人目の社員→190915
第5けた以下について、既に退職した者や別の従業者と同じ番号は付さない。

新規の場合、第1けたから第4けたは、免許された年月
例) 2019 (R元) 年12月5日に免許→1912..

法人
個人

本籍地の市区町村が発行する

- ・「心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者ではない」
（「禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。」「後見の登記の通知を受けていない。」などと表示）
- ・「破産者に該当しない」
（「破産の通知を受けていない。」などと表示）

という証明書（すべての証明が必要）

※ 運転免許証、住基カード、マイナンバーカードなどではありません。

証明書の発行手続きについては、本籍地の市区町村にお問い合わせください。

（第一面）～（第四面）の記入順に整理、提出。

添付書類（9）

身分証明書

- 1 受付日以前3月以内に発行されたもの（かつ、内容が受付日時点と変わらないもの）であること。
- 2 提出を必要とする者。
 - (1) 個人業者であるとき
①代表者 ②法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員） ③政令で定める使用人 ④専任の宅地建物取引士
 - (2) 法人業者であるとき
①代表者 ②法人の役員 ③相談役及び顧問 ④法定代理人 ⑤政令で定める使用人 ⑥専任の宅地建物取引士
- 3 その他
 - (1) 日本在住の外国人の場合
「心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者ではない」「破産者ではない」ことを本人が誓約する書面と住所地の市区町村が発行する住民票（国籍等並びに在留カードに記載の在留資格、在留期間、在留期間満了の日及び在留カードの番号又は特別永住者証明書に記載の特別永住者証明書の番号の記載のあるもので、発行日から3か月以内のもの）を添付。
 - (2) 外国在住の外国人の場合
・パスポートの写し等
・「心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者ではない」「破産者ではない」ことを本人が誓約する書面又は身分証明書と同一の内容を企証してもらった証明書（日本語も添付）。
 - (3) 未成年者の場合
本人の身分証明書、略歴書のほか、法定代理人の商行為に対する許可書、続柄の分かる住民票等の添付が必要。また、法定代理人が役員等に含まれていない場合は、法定代理人についても身分証明書、登記されていないことの証明書、略歴書の添付が必要。

事務所ごとに作成。(第三面)(第四面)順に整理、提出。

(添付書類(11)事務所付近の地図、事務所の平面図又は間取図、添付書類(12)事務所の写真までをセットとして、事務所ごとに整理、提出)

法人
個人

添付書類(11)

本店

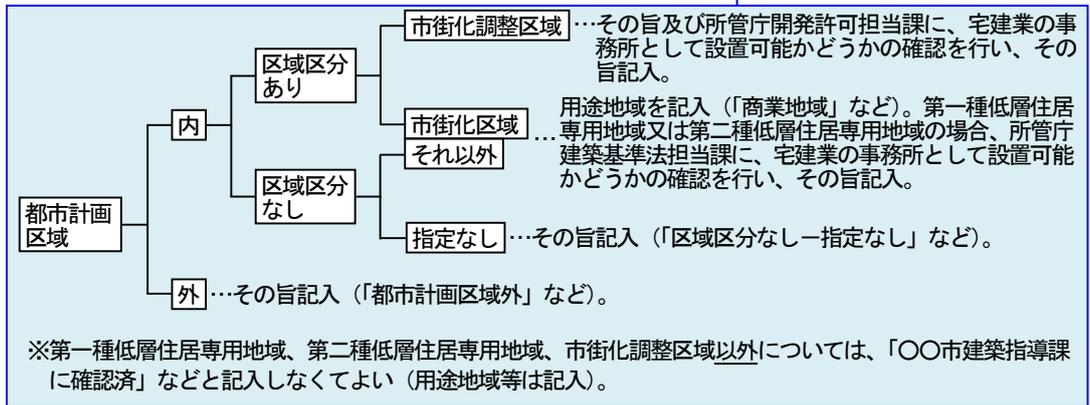
- ・第一種低層住居専用地域
- ・第二種低層住居専用地域
- ・市街化調整区域

に宅建業の事務所が設置されている場合は所管庁に確認。
 ※確認内容は、「宅建業の事務所として設置可能かどうか」ということであり、「用途地域等が何か」ということではない。
 ※上記以外にも宅建業の事務所が設置されている用途地域や区域区分等を記入。

事務所付近の地図

事務所が複数ある場合、余白に事務所名を記入

第一種低層住居専用地域 ○○市建築指導課に確認済



- ・目印、目標となる建物、事務所の位置、方位等を記入。
- ・地図上の事務所の場所に商号又は名称及び事務所名(本店、○○店)を記入。
- ・土地勘のない人でも、当該地図を見て事務所にとどり着ける程度の水準のもの。

1枚では所在地が分かりづらい場合は、複数枚添付すること
 (1枚目…縮尺が大きいもの、2枚目…縮尺が小さいもの 等)

事務所ごとに作成。(第三面) (第四面) 順に整理、提出。

事務所の平面図又は間取図の例

平面図又は間取図、事務所内部の配席図(事務機、応接場所等を明記したもの)等を提出。

- ・事務所の出入口や事務所内の概要が分かるようにすること(工事・設計図面等をそのまま提出しないこと)。
- ・事務所スペース・応接スペースのみではなく、建物全体(事務所が2階以上の場合は1階と当該事務所がある階)のものも提出すること。配席図は、平面図又は間取図とは別で提出しても可。
- ・同一地番内で自宅と事務所が別棟で分かれている場合、それぞれの位置関係が分かるものも提出すること。
- ・以下はあくまで例であり、出入口や概要等が不明な場合は別途説明、図面等求める場合がある。
- ・留意事項について図面によっては省略しているが、一つの平面図に記載していることは、基本的に他の平面図等でも同様の扱い。

◆共通

写真を撮影した場所及び方向を明記すること(図中の○→(○は撮影位置、→は撮影方向)。○の中に数字が入る。数字は添付書類(12)事務所の写真と合致すること)

事務所の写真(最低以下の5枚。状況が不明な場合は適宜追加)

- ・建物の外部全体を写した写真
- ・事務所の出入口の写真(外から写したもの)
- ・事務所内部の写真(応接場所や事務機、電話の設置状況等事務所の概要が分かるもの)
- ・事務所内部の写真(宅地建物取引業者票・報酬額を掲示した状況が分かるもの)
- ・専任の宅地建物取引士が事務所内で事務をしている写真

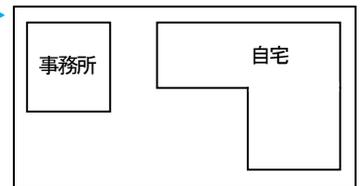
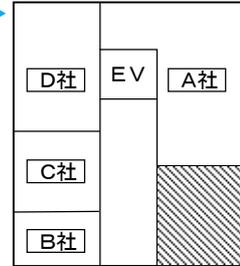
本店

事務所が複数ある場合、余白に事務所名を記入

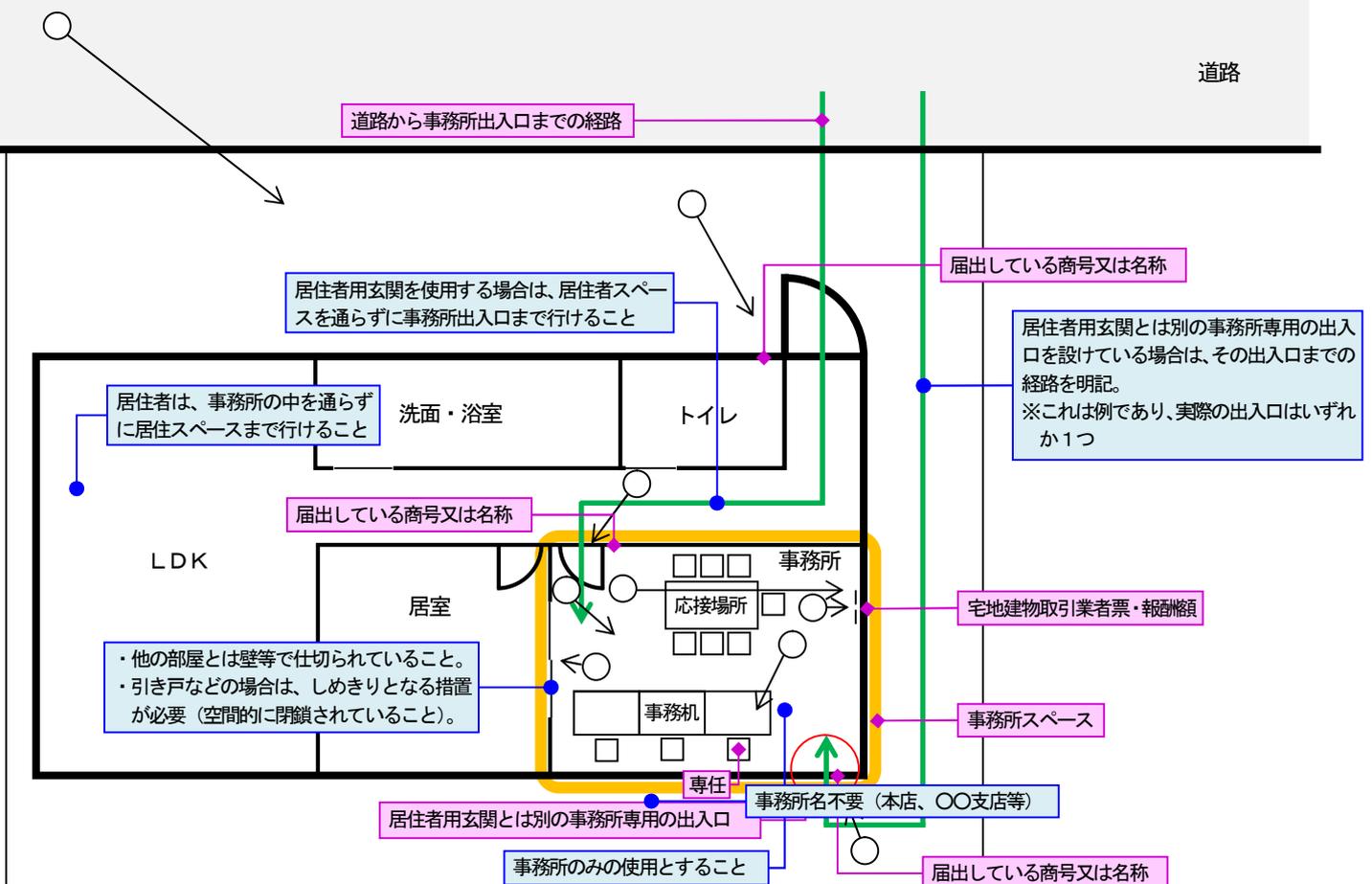
説明書き 全て記入すること

顧客の動き
(事務所スペース等までの経路)

事務所スペース
応接スペース

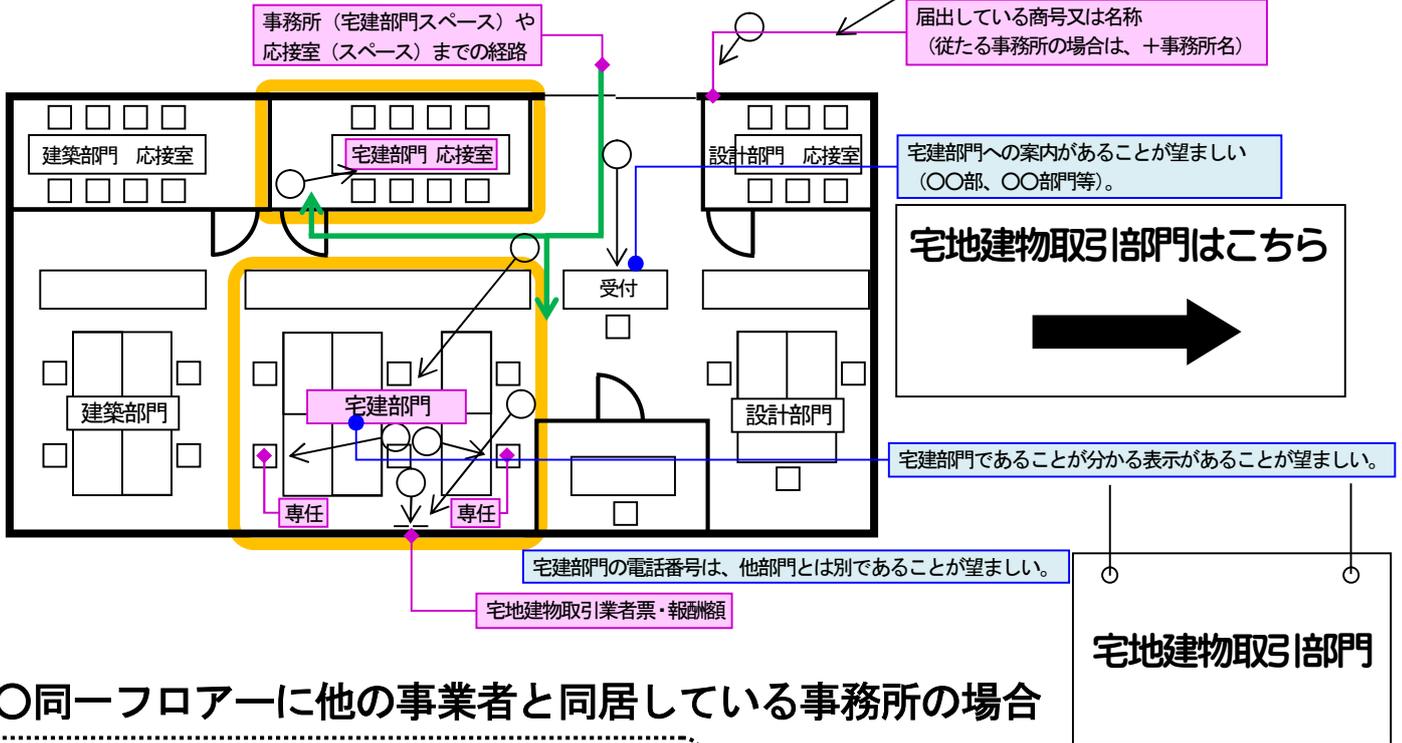


○一般の戸建て住宅の一部を事務所とする場合

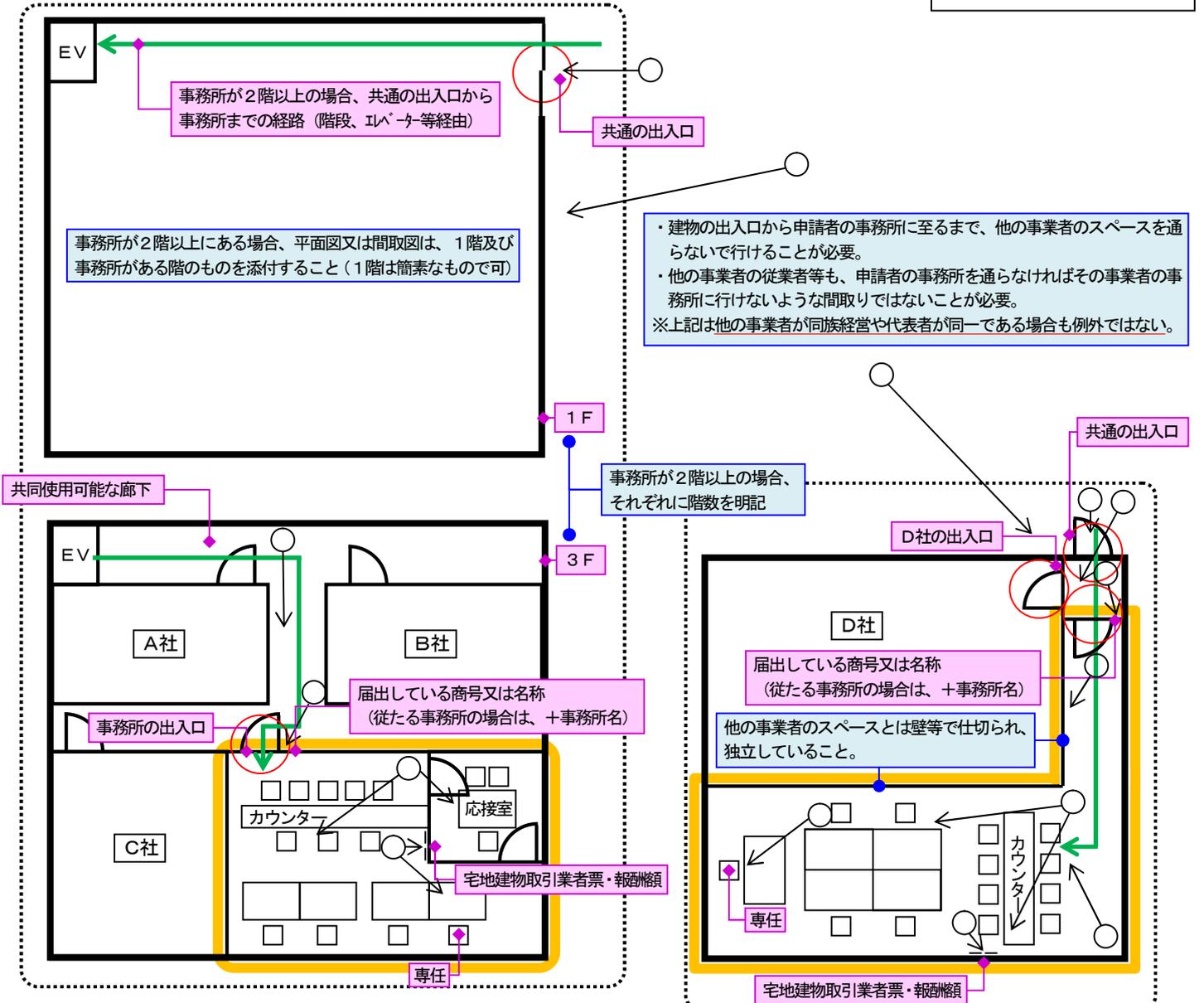


事務所ごとに作成。(第三面) (第四面) 順に整理、提出。

○申請者が他部門を抱えている事務所の場合



○同一フロアーに他の事業者と同居している事務所の場合



添付書類 (12)

事務所が複数ある場合、
余白に事務所名を記入

本店

事務所の写真

(第一面)

- ・受付日以前3月以内に撮影したもの。
- ・写真枚数は以下の枠の数に限らない(最低5枚は必要。状況が不明な場合は適宜追加)。
- ・申請内容・平面図等と一致している鮮明な写真(カラー。耐水性及び耐摩耗性があること)を貼付すること。
- ・剥がれないようにしっかり貼付すること。
- ・ポラロイド写真は不可。

1

建物の外部全体を写した写真

- ・建物全体が分かる写真(複数枚となっても可)
- ・建物名称が外部に表記されている場合、その写真も添付。

令和元年11月20日撮影

撮影年月日を記入。

平面図又は間取図、配席図等記入の写真撮影場所・方向と合致。○の中に数字が入る。

2

事務所の出入口の写真 (外から写したもの)

- ・「届出している商号又は名称」が確認できる写真を添付(看板等も)。
→遠景の写真では商号又は名称が半読できない場合、別途拡大写真を添付すること。
→法人の場合、外観表記に「株式会社」「有限会社」等が入っていること((株)(有)でも可)。
- ・従たる事務所(支店等)の場合は、その事務所名も確認できる写真を添付。
- ・同一フロア内に他の法人等と同居している場合は、共通の出入口と事務所の出入口両方の写真を添付。
- ・戸建て住宅の一部を事務所とする場合は、建物の出入口以外に、事務所の出入口にも商号又は名称を掲げ、その写真を添付。

新規申請の場合、申請の段階で「届出している商号又は名称」や宅地建物取引業に関する表記(不動産の売買・交換、売買・交換・貸借の代理若しくは媒介)を掲げないこと。営業ができるようになった段階で掲げ、その段階で改めてその写真を提出すること。
→表記を掲げる予定箇所を写真の中で示すこと
※既存法人の商号の表記は、既存のままでも可。ただし、宅建業に関する表記は掲げないこと。



令和元年11月20日撮影

添付書類 (12)

本店

事務所の写真

(第二面)

3

事務所内部の写真

(応接場所や事務机、電話の設置状況が分かるもの)

- ・事務所内の概要や事務所の独立性が確認できるもの (一部がアップとなっている写真を添付しない)。
- ・事務所内のブラインド、カーテン等は開けた状態で撮影。
- ・戸建て住宅の一部を事務所とする場合、同一フロアに他の法人や他部門等と同居している場合などは、仕切り、壁、しめきり等の状況が分かる写真が必要。
- ・新規申請の場合も、内装工事等完了していること

1枚で事務所全体が収まらない場合は、複数の場所・角度から複数枚撮影すること。

令和元年11月20日撮影

4

標識 (宅地建物取引業者票) 及び報酬額の写真

(掲示場所や記載内容が分かるもの)

- ・「公衆の見やすい場所に掲示してある状況」が確認できるもの。
- ・掲示している状況が分かる写真では記載内容が判読できない場合、別途拡大写真を提出すること。
- ・報酬額は最新のものを掲示、写真を提出すること。
→令和元年10月1日施行 (消費税率10%適用後のもの) が最新。

下線部が「取引主任者」となっている場合は「宅地建物取引士」に改めること。

標識

申請時点の内容 (更新前) を正しく記入すること

宅地建物取引業者票	
免許証番号	宮崎県知事 (3) 第5925号
免許有効期間	平成 27年 2月 1日から 平成 32年 1月 31日まで
商号又は名称	株式会社橋通東楠並木不動産
代表者氏名	宮崎 太郎
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	宮崎 太郎、三股 美郷
主たる事務所の所在地	電話番号 0985 (20) ×××× 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1 橋通東楠並木ビル601号室

令和元年11月20日撮影

30cm以上

当該事務所の専任の宅地建物取引士全員を記入すること

- ・届け出ている内容と同一の記入とすること ((第三面) 項番31と同一)
- ・「主たる事務所」の所在地等を記入すること (従たる事務所ではない)

35cm以上

事務所ごとに作成。(第三面) (第四面) 順に整理、提出。

添付書類 (12)

本店

事務所の写真

(第三面)

5

専任の宅地建物取引士が

事務所内で事務をしている写真

- ・ 全員分を提出。
- ・ 事務所内の自分の席に着席し、顔が分かる状態であるもの。

令和元年11月20日撮影

宮崎 太郎

同一事務所に複数人いる場合は、余白に氏名を記入

- ・法人業者の場合、必須。
- ・受付日以前3月以内に、本店（主たる事務所）所在地の法務局から発行されたもの（かつ、内容が受付日時点と変わらないもの）であること。

法人

- ・現在事項全部証明書は不可。
- ・目的欄に、「宅地建物取引業に関する事」が入っていること（宅地建物の売買・交換、宅地建物の売買・交換・貸借の代理・媒介 など）
- ・農業協同組合等役員登記を必要としない法人の場合は、履歴事項全部証明書のほか役員選出についての会議の議事録の写し等も添付。
- ・個人申請者が「営業に関し成年者との同一の行為能力を有しない未成年者」（その法定代理人が法人である場合に限る。）である場合は、その法定代理人の登記事項証明書が必要。

添付書類（15）

登記事項証明書

※こちらは申請書見本。
証明書の発行手続きについては、主たる事務所所在地の法務局にお問い合わせください。

会社法人用	登記事項証明書 登記簿謄抄本 交付申請書 概要記録事項証明書		
※ 太枠の中に書いてください。 (地方) 法務局 支局・出張所 平成 年 月 日 申請			
窓口に来られた人 (申請人)	住所 フリガナ 氏名	収入印紙欄 収入印紙 収入印紙	
商号・名称 (会社等の名前)			
本店・主たる事務所 (会社等の住所)			
会社法人等番号			
※ 必要なものの□にレ印をつけてください。			
請 求 事 項	請求通数		
①全部事項証明書（謄本） <input checked="" type="checkbox"/> 履歴事項証明書（閉鎖されていない登記事項の証明） <small>※現在効力がある登記事項に加えて、当該証明書の交付の請求があった日の3年前の日の属する年の1月1日から請求があった日までの間に抹消された事項等を記載したものです。</small> <input type="checkbox"/> 現在事項証明書（現在効力がある登記事項の証明） <input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書（閉鎖された登記事項の証明） <small>※当該証明書の交付の請求があった日の3年前の属する年の1月1日より前に抹消された事項等を記載したものです。</small>			通
②一部事項証明書（抄本） ※ 必要な区を選んでください。 <input type="checkbox"/> 履歴事項証明書 <input type="checkbox"/> 株式・資本区 <input type="checkbox"/> 現在事項証明書 <input type="checkbox"/> 目的区 <input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員区 <small>※商号・名称区及び会社・法人状態区は、どの請求にも表示されます。</small> <input type="checkbox"/> 支配人・代理人区 <small>※2名以上の支配人・参事等がいる場合で、その一部の者のみを請求するときは、その支配人・参事等の氏名を記載してください。</small> (氏名) (氏名) <input type="checkbox"/> その他 ()			通
③代表者事項証明書 （代表権のある者の証明） <small>※2名以上の代表者がいる場合で、その一部の者の証明のみを請求するときは、その代表者の氏名を記載してください。</small> (氏名)			通
④コンピュータ化以前の閉鎖登記簿の謄抄本 <input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 閉鎖謄本 (年 月 日閉鎖) <input type="checkbox"/> 閉鎖役員欄 (年 月 日閉鎖) <input type="checkbox"/> その他 ()			通
⑤概要記録事項証明書 <input type="checkbox"/> 現在事項証明書（動産譲渡登記事項概要ファイル） <input type="checkbox"/> 現在事項証明書（債権譲渡登記事項概要ファイル） <input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書（動産譲渡登記事項概要ファイル） <input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書（債権譲渡登記事項概要ファイル） <small>※請求された登記記録がない場合には、記録されている事項がない旨の証明書が発行されます。</small>			通
交付通数	交付枚数	手数料	受付・交付年月日

収入印紙は割印をしないでここに貼ってください。
(登記印紙も使用可能)

事務所ごとに作成。

法人
個人

- ・平成29年4月1日から当該様式は改正されています（住所欄が削除されています）。
- ・最終の記載をし、名簿を閉鎖した時点から**10年間保存**しなければなりません。
- ・記載されている従業者が退職又は異動によりその事務所に勤務しなくなった後も、その記録を廃棄してはいけません（宅地建物取引士の実務経験を証明するための資料にもなります）。
- ・電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって従業者名簿への記載に代えることができます。

R元. 12. 9変更届出時点

株式会社都城北原町不動産
株式会社橋通東楠並木不動産
株式会社橋楠不動産

商号又は名称

事務所名

本店

主たる事務所は、従たる事務所（支店等）がない場合も、「本店」と記入。

従業者名簿

氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなくな った年月日
宮崎 太郎	男	S32. 3. 15	011201	代表者、専任(代表取締役)	○(専任)	H13. 12. 1	R元. 11. 28
城 都子	女	S45. 3. 22	011202	経理		H13. 12. 1	
加納 薫	女	S51. 10. 9	020403	営業		H14. 4. 1	H22. 3. 22
高岡 花美	女	S55. 9. 8	031204	営業		H15. 12. 8	H17. 12. 28
岡 延太郎	男	S55. 5. 10	100405	営業		H22. 4. 15	R元. 11. 28
宮崎 一郎	男	S60. 5. 30	100706	営業(代表取締役) 専任	○(専任)	H22. 7. 1	H27. 9. 30
蛭野 真幸	男	H 1. 2. 18	100707	営業		H22. 7. 1	H27. 9. 30
吾田 日南子	女	S48. 11. 19	120908	総務 営業		H24. 9. 12	
青島 心	男	S63. 8. 15	130909	営業	○	H25. 9. 1	H27. 9. 30
三股 美郷	女	H 1. 9. 12	141110	専任	○(専任)	H26. 11. 22	
田野 甲	男	H 4. 11. 9	150511	営業		H27. 5. 8	H27. 9. 30
都井 美咲	女	H 2. 8. 8	160913	営業		H28. 9. 25	
高原 麓	男	H 5. 9. 13	160412	営業		R元. 11. 28	
宮崎 花子	女	S31. 6. 9	191114	代表者(代表取締役)		R元. 11. 28	
本庄 綾	女	H 1. 12. 12	191115	政令、専任	○(専任)	R元. 11. 28	

備考

事務所を異動した場合、原則として従業者証明書番号は継続して使用。

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 3 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 4 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

R元. 12. 9変更届出時点

様式第八号の二（第十七条の二関係）

株式会社都城北原町不動産
株式会社橋通東楠並木不動産

商号又は名称
事務所名 高鍋店

宅地建物取引士には○、さらに専任の場合は後ろに(専任)と記入。

従業者名簿

役員は役職名も記入

氏名	性別	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日
宮崎 一郎	男	S60. 5. 30	100706	政令、専任（代表取締役）	○(専任)	H27. 10. 1	
蛭野 真幸	男	H 1. 2. 18	100707	営業		H27. 10. 1	
青島 旭	男	S63. 8. 15	130909	営業	○	H27. 10. 1	H28. 4. 30
高原 麓	男	H 5. 9. 13	160412	営業		H28. 4. 19	R元. 11. 27

・代表取締役…代表者（代表）
・専任の宅地建物取引士…専任
・政令使用人…政令
・その他の者…総務、人事、営業、経理、財務、営業事務、企画等
※役員も具体的な職務内容を記入（「取締役」などと記入しない）。

事務所異動

備考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

R元. 12. 9変更届出時点

様式第八号の二 (第十七条の二関係)

商号又は名称 **株式会社都城北原町不動産**
 事務所名 **宮崎大淀店**

従業者名簿

氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士で あるか否かの別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなく なった年月日
門川 庵	女	H 3. 12. 12	191116	政令、専任	○(専任)	R元. 11. 28	
老松 青葉	女	H 5. 10. 10	191117	事務		R元. 11. 28	
加納 薫	男	S51. 10. 9	191118	営業		R元. 11. 28	

本店にかつて勤務していた従業員(020403)。一度宅地建物取引業に従事しなくなったため、同番号は欠番とし、新たな番号を付す。

備考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。